

仕 様 書 (案)

1 件 名

港区立南青山保育園調理委託

2 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 履行場所

港区立南青山保育園

所在地：港区南青山 1-3-15

4 給食実施日

給食実施日は、月曜日から土曜日とする。ただし、休園日である日曜日・祝祭日（振替休日を含む）・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は除く。

なお、年末保育を実施する園においては12月29、30日も実施する。

5 給食対象者及び食数

(1) 園児（0～5歳児）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
18	20	20	26	26	26	136

土曜日	延長・夕食
18	10

※延長保育児童への提供は、月曜日から金曜日。

(2) 職員（職員指導給食等）

月曜日～金曜日の昼食のみで10食程度。

(3) 一時保育利用乳幼児

1日1～5名

(4) 保育園であそぼう事業の参加乳幼児及び保護者等

(5) その他園長が認めた者。

※上記食数は基準であり、変更する場合があります。

6 業務内容

「給食調理業務契約内容」のとおり

7 書類の提出について

受注者は、「給食調理業務契約内容」に基づき、期日までに発注者へ書類を提出すること。

8 賠償責任

受注者は、業務遂行に際し、その責に帰すべき事由により発注者及び第三者に対し損害を与えたときは、その賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担とすること。

9 業務保証

受注者は、契約業務を遂行することが困難となった場合は、速やかにこれを発注者に報告しなければならない。また、業務の遂行が不能になったときは、発注者、受注者、両者が状況を確認し、受注者が選定した再委託業者を発注者の書面による承諾を得た上で、そのものに遅延なく給食業務を遂行させるものとする。

なお、再委託業務に関わる経費は、受注者の負担とする。

10 完了届及び請求書の提出

受注者は、毎月の業務終了後、「調理業務完了届」（様式1-1）、巡回報告書（様式1-2）及び請求書を翌月5日までに提出すること。

11 支払方法

毎月の業務完了確認後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

12 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (7) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、従事者の体調管理を徹底し、施設訪問時には必ずマスクを着用する等、感染症拡大防止策を講ずること。

13 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日改正 28 環改車第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

14 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

15 担当

港区子ども家庭支援部保育課運営支援係（担当：中川）

電話：03-3578-2872

メール：minatoll1@city.minato.tokyo.jp